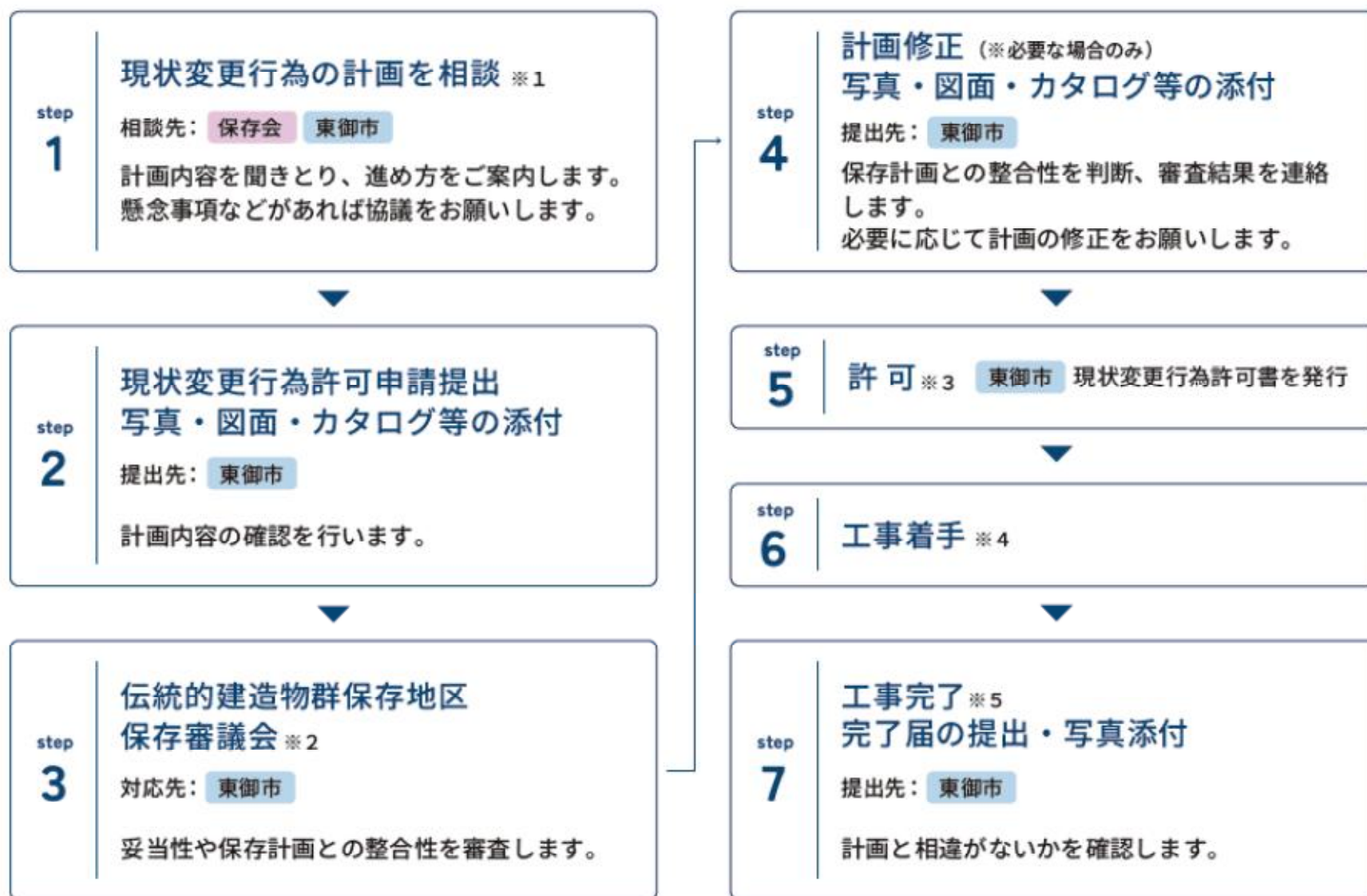


現状変更行為許可の流れ

対象者：

活用希望者

物件所有者



※1 事前相談がなくても「現状変更行為許可申請書」は提出できますが、内容によっては手続きを省略できたり、大きな修正をお願いすることがありますので、できる限り事前に相談をお願いします。※2 軽微な変更については、省略できる場合があります。専門家(伝統的建造物群保存地区保存審議会委員)への意見聴取の結果、計画の修正をお願いすることもありますので、新築又は景観に及ぼす影響が大きな行為については、余裕を持った計画をお願いします。※3 申請書に書かれた行為のみを許可します。申請書に無い行為を追加して行う場合は、新たに許可申請の手続きを行ってください。※4 許可を受けた計画の内容に変更が生じる場合は、必ず東御市文化振興係へ連絡をお願いします。※5 新築又は景観に及ぼす影響が大きな行為については、専門家による現場確認をお願いする場合があります。